



Fair Finance Guide Japan Case Study

ALPS 処理水の海洋放出と 太平洋諸島との ステークホルダーエンゲージメントの欠如



(写真提供：PANG)

(概要)

2023年8月24日、廃炉工事の進められる東京電力福島第一原子力発電所の敷地に貯水されていた放射性物質を含むALPS処理水の海洋放出が開始された。この判断は2021年に日本政府が閣議決定で海洋放出の方針を決定して以降急ピッチで進められたが、国内外のステークホルダーとの対話が欠如した中で事業開始に至った。

東京電力は2015年にもやむなく放射性物質を含むサブドレン水を太平洋に放出することとなったが、その際に「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」旨が約束された。それにも関わらず国内外のステークホルダーとの対話を十分に行うことなく事業実施の方針が閣議決定され、決定後によりやく極めて限定的にステークホルダーへの説明と意見徴収が行なわれた。

また、その説明にあたっては恣意的なデータの提示や報道機関による追及を受けて初めて開示されるデータがあるなど信憑性を疑わざるを得ない場面がたびたび繰り返された。国際放射線防護委員会(ICRP)が予防原則に基づいて低線量被ばくについては直線しきい値無しモデル(LNT)を採用するのが最も実用的であるとしている中では、すでに多くの放射性物質を放出した福島第一原発からさらに被ばくのリスクを高める行為に対して国内外のステークホルダーが説明を求めるのは当然のことである。しかし、福島県民も多くが賛同していない中で事業は開始され、直接的に経済被害を受ける漁民もまた反対姿勢を堅持しているにも関わらず海洋放出は始められた。

国際的にはさらに深刻である。すでに放射性物質が低濃度になるとはいえ太平洋全域に拡散されるモデル等が福島第一原子力発電所の水素爆発以降様々な査読論文で検証されてきた中で、先の東電の日本における公聴会のように恣意的なデータ提出は疑念を払しょくするに至らず、15ヶ国の加盟する太平洋諸島フォーラムはいまだに日本による放射性物質の海洋投棄を承認していない。これは加盟している多くの国が南太平洋非核地帯条約、通称ラロトンガ条約の下で「いかなる核の汚染にも反対する」立場にも関わっており日本を外交的に危うい立場にしている。

さらに、太平洋諸島の人口の大部分は先住民族によって構成されているが、その伝統的文化・精神性にちなんで海洋放出に反対する声は十分に聞き入れられていない。これは先住民族に影響を及ぼす恐れのある事業における「自由意思による事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)」違反ともいえるものであり、フィジー、トンガなどの市民社会組織からもそのように強く非難されている。

一方で、原子力について国際的権威とされている国際原子力機構（IAEA）は事業にかかわる建設工事がすべて完了し、もはや後戻りがほとんどできないという段階に至ってようやく東電の放射線環境影響評価（REIA）および日本政府の管理監督体制を評価する最終報告書を公開した。しかも、この報告書においても事業の「正当化」についてIAEAはコメントする立場にないと言及を避けている。その意味において、海洋放出事業はIAEAの基本的安全原則ないしその運用について定められた基本的安全指針に反して行われていると言える。

事業の進め方やその途中段階における様々な反対意見や先住民族の権利侵害に気づきうる場面は日本政府の方針決定後にも十分にあったが事業の再検討も含めた見直しや延期、是正は十分に行われず、東京電力ホールディングス株式会社は鹿島建設株式会社に工事を発注して事業を進めていった。

FFGJの評価対象としている金融機関の中で東京電力ホールディングス株式会社並びに鹿島建設株式会社に最も投融資している銀行は調査によって住友三井フィナンシャルグループであることが判明している。しかし、一義的に責任を持つ東京電力と鹿島建設双方に三菱UFJ、みずほメガバンクも融資をしている。

これら金融機関には投融資方針の中に先住民族の権利保護を謳うものもあるが、基本的に赤道原則に従うものであり、プロジェクトファイナンスに限定される。しかし、本来は企業融資全般に対して先住民族の権利保護は約束されるべきものである。今後は先住民族の権利保護を企業融資へと拡大するとともに企業融資におけるエンゲージメントを強化することが求められる。

日本政府による独りよがりの事業許認可に基づくコンプライアンスでは決して十分な環境・社会配慮とは呼べない。金融機関各社には日本政府の勝手な主張をうのみにせず、「国連先住民族の権利条約」や「国際海洋法条約」に照らしてエンゲージメントを強化する必要がある。

東京電力ホールディングスの主要借入

金融機関	貸付額（億円）		
	2021年 3月31日時点	2022年 3月31日時点	2023年 3月31日時点
三井住友FG	5707	6439	6452
日本政策投資銀行	5586	5003	4945
みずほFG	2291	2831	2838
三菱UFJ FG	2049	2220	2205
日本生命保険	1703	1903	1873
第一生命保険	1637	1787	1768

鹿島建設株式会社の主要借入

金融機関	貸付額（億円）		
	2021年 3月31日時点	2022年 3月31日時点	2023年 3月31日時点
三井住友FG	723.01	771.87	1121.35
三井住友トラストFG	380.60	284.55	410.30
みずほFG	316.78	348.26	399.90
三菱UFJ FG	171.36	242.34	360.58
農林中央金庫	N/A	N/A	224.53

ENGLISH SUMMARY

Fair Finance Guide Japan Briefer on Indigenous Peoples Rights

Banks Cast Blind Eye to Complete lack of Engagement with Pacific Stakeholders on Fukushima Radioactive Water Dump

On August 24, 2023, Tokyo Electric Power Corporation (TEPCO) began releasing water from its tanks within the premises of the stricken Fukushima Daiichi Nuclear Power Station (FDNPS), which were processed through their Advanced Liquid Processing System (ALPS) but which still contained radioactive nuclides. The actions leading to the commencement of release happened rapidly after the Government of Japan unilaterally decided at a 2021 closed-door cabinet meeting that they will pursue this as a national policy. Since then, the project was bulldozed through amid a lack of both domestic and international stakeholder dialogue, including those with Indigenous Peoples of the Pacific.

Meanwhile, banks that supported the two companies most involved in the dumping project and construction of the infrastructures to allow it to take place, have been largely silent. The banks were in a position to be able to leverage their finances to foster further dialogue but did not do so despite their public statements seeming to support Indigenous People's Rights.

In 2015, TEPCO claimed that they had no choice but to begin releasing what they called, "subdrain water", which was a body of groundwater within the premises of FDNPS which had it not been drained through 41 wells surrounding the nuclear reactors, it would have allowed 300 to 500 tons of water to come into contact with the broken reactors and further exacerbate the contaminated water situation. Due to proximity to the reactors, the subdrain water contained some radioactive nuclides, but TEPCO deemed them negligible after approval by the Government of Japan to begin releasing the waters into the Pacific Ocean. This caught the attention of various stakeholders, especially the fisherfolk of Fukushima, and led to TEPCO and the Japanese Government promising in writing that they will not release any more radioactive water, such as those contained in the ALPS treated water tanks "without the understanding of relevant stakeholders".

Nevertheless, the Cabinet unilaterally decided on a national policy without sufficient dialogue with domestic and international stakeholders. Only after the decision to release had been made did they begin providing very limited informational presentations and offered opportunities for public commenting.

To add fuel to the fire, during these informational presentations by TEPCO and Ministry of Economics, Trade and Industry (METI), TEPCO offered selective data points to misrepresent the status of the water stored in the ALPS treated water tanks, and some data were disclosed only after stringent efforts by the press and audience members. This series of botched informative sessions left people with more doubt than trust.

The International Commission on Radiological Protection (ICRP) states that using the Linear Non-Threshold Model is the most practical method in considering low-dose radiation consistent with “precautionary principles” as defined by UNESCO. Given this recommendation, it is only natural that stakeholders, both domestic and abroad, demand explanations regarding additional risks of radiation exposure, given that FDNPS had already spewed trillions of Becquerels of radioactive materials into the air and seas.

However, the release commenced despite opposition from the public in Fukushima, especially the fisherfolk whose livelihoods will be negatively impacted.

Internationally, the situation is more severe. After the original accident at FDNPS, in 2011 multiple peer-reviewed academic research papers have credibly demonstrated that radioactive nuclides will travel through the Pacific and spread itself across boundaries. So, it is completely legitimate for the Pacific Islands Forum (PIF), including 15 member states in the region, to demand answers beyond the selective data disclosure by TEPCO. The PIF has yet to approve Japan’s dumping of radioactive waste into the Pacific Ocean.

Considering the South Pacific Nuclear Free Zone Treaty, better known as the Rarotonga Treaty, it is not only understandable, but morally justified, that states oppose the dumping, for they are obliged by treaty to oppose any dumping of nuclear waste within their territorial waters. Since studies demonstrate that radioactive nuclides will travel across the Pacific it is not a far-fetched claim that they demand Japan to correct their actions. But these calls have met nearly deaf ears of Japanese officials.

In addition, many residents within the Pacific islands are Indigenous Peoples of the Pacific that have demonstrated distinct and traditional relations with the oceans predating any international treaty governing the seas. A failure to consult and obtain the “Free Prior Informed Consent (FPIC)” of these people is a violation of the UN Treaty on Indigenous Peoples Rights. Civil society members of Fiji and Tonga have strongly condemned Japan for their actions.

Meanwhile, the International Atomic Energy Agency (IAEA), considered to be the world’s leading authority on nuclear power, finally released their report analyzing and evaluating TEPCO’s Radioactive Environmental Impact Analysis (REIA) and Japan’s oversight mechanisms, just as construction work related to the water release has been concluded and there were no real off ramps left. According to IAEA’s General Safety Regulations (GSR), any planned release of radioactive material must be “justified”, and their detailed guidelines on how that should be conducted (General Safety Guidelines Part 8) states that the justification process must not only look at the radiological impacts, but that economic, societal and environmental impacts must be considered in order for a planned release to be justified. Yet, the IAEA comments in its final report that the decision is up to the Japanese Government and that they are not in a position “to comment on and analyze non-technical aspects of this decision” while also stating that the decision to discharge in the Pacific is “consistent with” international regulations. With this final report, the IAEA had forfeited its credibility and admitted that they are unfit to analyze their own safety guidelines.

To this end, it is clear that TEPCO and the Japanese Government have not justified their planned release. If this were justifiable, stakeholders both domestic and abroad, would not be raising serious concerns in response. This demonstrates that TEPCO and Japan are breaching internationally endorsed IAEA General Safety Regulations.

Japan has had many occasions to interact with the various stakeholders who openly oppose the project. Even so, the government has not considered any actions for correction, postponement or reconsideration of their decision to release water from FDNPS into the Pacific.

During this whole situation, financial institutions who manage our deposits have been using our money to invest in, and lend support to, TEPCO Holdings and Kajima Corporation. The former is the company most responsible for the accident of FDNPS and the water release, and the latter the general contractor / construction company working on constructing the underwater tunnel which is being used for the water

release. During this whole process, construction went on without public approval, international consent or a final word from the IAEA. And it was Japanese bank clients that unknowingly financially supported those construction works.

Specifically, Sumitomo Mitsui Financial Group, Mitsubishi UFJ Financial Group, and Mizuho Financial Group all had outstanding loans to both TEPCO and Kajima and were in a position to financially support the two companies while the construction was taking place. At the same time, these banks all have what they call human rights policies posted on their websites that include protection for Indigenous Peoples' rights. However, those protections are only applied to project finance, and not to corporate loans. Therefore, their brilliantly worded protection is not relevant in this case. This is a serious gap in policy and practice that must be addressed.

Fair Finance Guide Japan urges Japanese banks to incorporate the protection of Indigenous Peoples rights into all loans and investments, and to utilize their engagement powers to ensure that the bank policies are followed by their borrowers and receivers of investments.

Private financial institutions are urged to hold stringent Environmental, Social, and Governance (ESG) policies because governments can, and do, abuse power to push through projects in violation of international human rights standards and norms. Enforcing such policies in project finances in the Global South, while casting a blind eye to Japanese actions, is a discriminative double standard that must be fixed.

Had this water release been a project proposed in the Global South, construction could not have begun without proper stakeholder engagement and FPIC. That is exactly how it should be in Japan, and financial institutions that operate globally should make demands as such.

Major Lenders to TEPCO Holdings

Financial Institution	Loan Amount (100 million JPY)		
	2021 (3/31)	2022 (3/31)	2023 (3/31)
SMFG	5707	6439	6452
Development Bank of Japan	5586	5003	4945
Mizuho	2291	2831	2838
MUFG	2049	2220	2205
Nippon Life Insurance Company	1703	1903	1873
Dai-ichi Life Insurance Company	1637	1787	1768

Major Lenders to Kajima Corporation

Financial Institution	Loan Amount (100 million JPY)		
	2021 (3/31)	2022 (3/31)	2023 (3/31)
SMFG	723.01	771.87	1121.35
SMTH	380.60	284.55	410.30
Mizuho	316.78	348.26	399.90
MUFG	171.36	242.34	360.58
Norin Chukin	N/A	N/A	224.53

◆はじめに

2023年8月24日、東京電力福島第一原子力発電所の敷地に貯水されていた放射性物質を含むALPS処理水の海洋放出が開始された。

日本政府及び東京電力株式会社（以下、「東電」）はこの海洋放出の開始にあたって一切手続きに問題はなかったように主張するが、異なる見解は多くの立場から示されている。

一方で、金融セクターにはその公共に果たす責任の大きさから自社のポートフォリオにおける環境破壊や人権侵害を防止するための自社方針や国際規範に準じたセーフガードが定められている。とりわけ先住民族の権利保護について個別方針を定めている場合もある。本ブリーフィングペーパーではALPS処理水の海洋放出にあたって金融セクターが環境破壊・人権侵害・先住民族の権利保護の観点からみて十分なデュー・ディリジェンスを行なっているのか検証する。

第一部においては東電の提出した放射線環境影響評価（REIA）やその評価に基づいた原子力規制委員会とIAEAの科学的レビューにおける疑念・問題点について述べ、第二部では疑念が生じる状況下における国内外の合意形成と許認可手続きに関して分析を行う。

その結果を踏まえて当該企業とFFGJが評価対象とする金融機関からの投融資状況と金融機関に期待されることを第三部で触れる。

◆第一部 放出される ALPS 処理水の「安全性」に対する疑念

太平洋に放出される放射性物質を含む ALPS 処理水に関しては重ね重ね研究者や市民社会から疑念が示されている。疑念を生んだ要因の一つは東京電力が多核種除去設備(Advanced Liquid Processing System/通称:ALPS)の有効性を示すのに恣意的なデータ発表資料を用いた点にある。

そもそも ALPS とは決まった技術形態として存在していたものではなく、東電が本事業のために建設した一連のフィルタリング設備の総称である。多数の放射性核種を取り除くことを科学的に保障するものでもなく、英名を直訳すると単に「高度液体処理設備」である。国際社会は「多核種除去設備」としては理解していなく、単に高度な処理を液体に対して行うもの以上の機能は設備の名前からは読み取れない。

このような状況が早くも国内報道と海外の認識にギャップを生みやすい状況を作り出していることをまず念頭に置くべきである。

機能が数々の査読論文や多くの原子力発電所からの排水処理によって実績を保障するものでない以上、東電は ALPS 設備の有効性を示す必要がある。これを東電は ALPS にて処理を行う前の放射性物質を含む汚染水の放射能濃度と処理後の放射能濃度を比較する形で公開している¹。この公開資料を見ると ALPS 設備にて処理された水の中にもしばしばストロンチウム 90 やヨウ素 129 などの放射性核種が規制基準を超えて測定されていることを示している。例えば、図 1 では赤色が処理前の測定値で処理後の施設出口で測定したものが青、緑、黄で記されている。グラフ中ほどの青色破線が告示濃度限度を示しているので、施設の意図としては赤色が破線の上に表示され、青、緑、黄の三色が破線の下で検出される状態をつくることである。しかしながら、施設運用から間もない 2013 年から 2015 年にかけての特殊な運用をしていた時期²を除いても、2017 年から 2019 年にかけて既設 ALPS からも施設の処理能力を増やすために建設された増設 ALPS からも告示濃度を超えてヨウ素 129 がしばしば検出されていることが明らかである。

¹ <https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/images/exit.pdf>

² 東電によれば ALPS 導入直後は福島第一原発敷地内の放射線量を低減させることを優先し、ALPS 本来の放射物質の除去を行わない運用をしていたとのことである。処理水タンク内に告示濃度を超えるものが多い理由の一つとされている

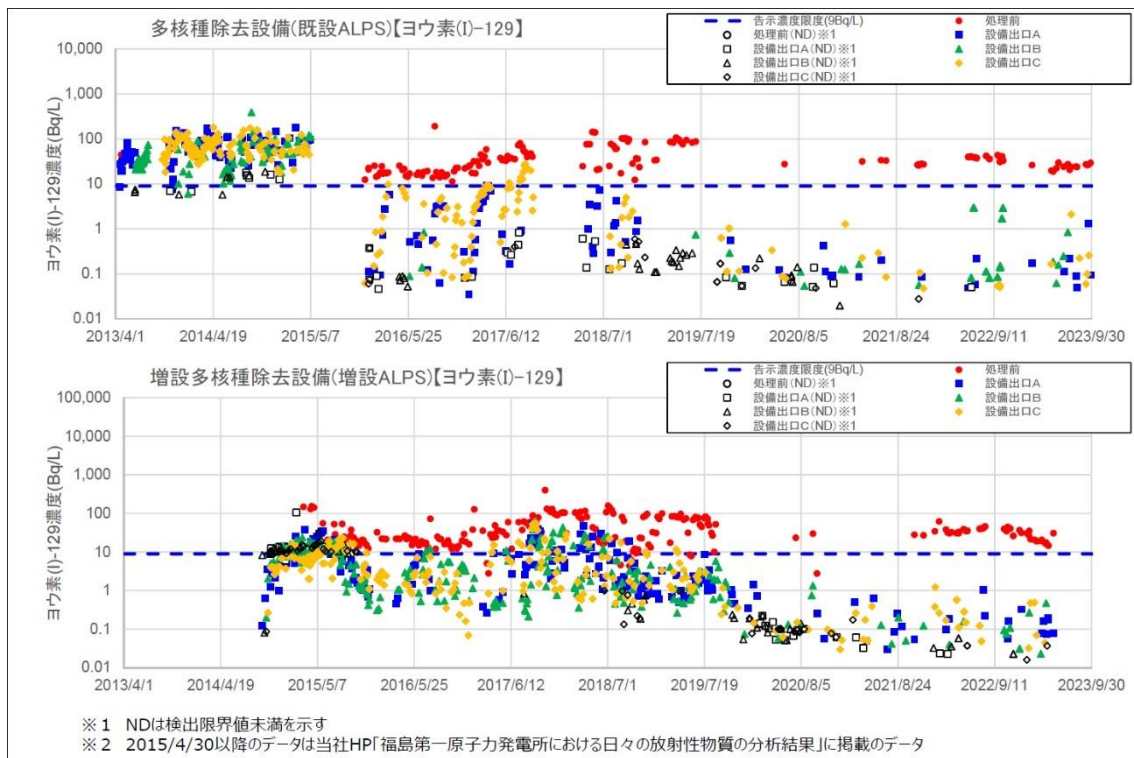


図 1. ALPS 施設入口及び出口におけるヨウ素 129 測定値推移

しかし、2018 年 8 月に開催された事業にかかわる公聴会では、2016 年の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」にて用いられた資料を転載する形で 2014 年 9 月に測定されたデータを提示していた³。この測定期間においてはトリチウムのみが ALPS 処理後も規制基準を超えて検出されていて、他の核種については規制基準値未満まで抑制されている。しかし、実際には必ずしも規制基準値未満まで低減させることに成功していないのは上で触れている通りである。

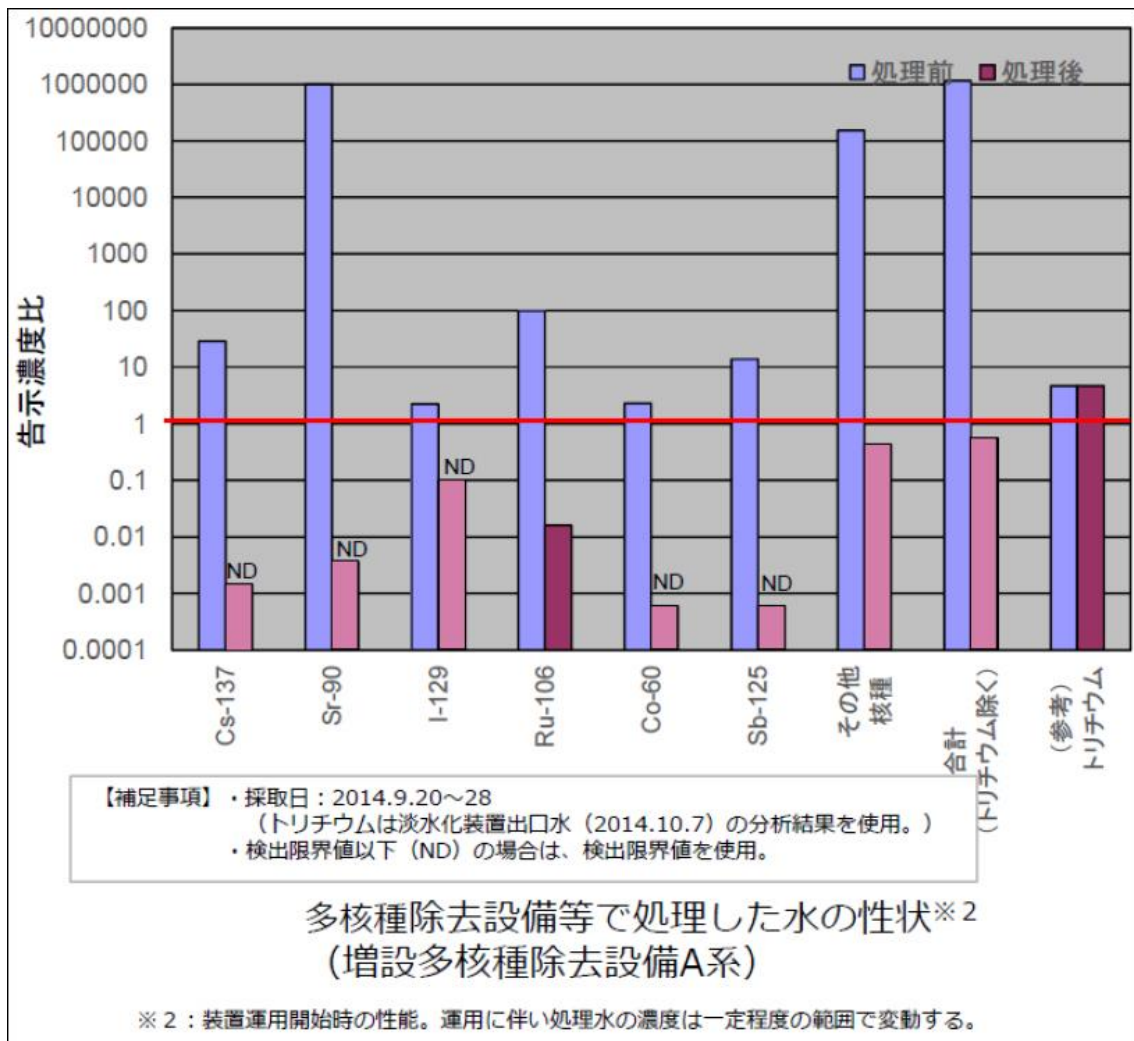


図2 2018年8月の公聴会でタンクに貯蔵されているALPS処理水の性状について説明するために用いられたグラフ

◆実はタンクの大部分が放出できない放射線量

また、このグラフはALPSによる処理がトリチウム以外については十分な効力を発揮していることを示すのに適切とは言い切れない。なぜなら、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(1978)⁴にて定められている放射能の排出濃度(以下、「告示濃度」)は総和として上限を設けているからである。核種ごとの濃度が告示濃度を下回るのは当然であるが総和として超えているかがこのグラフでは読みづらいものになっている。

⁴ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=353M50000400077>

そして、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」もその報告書において、「タンクに保管されている ALPS 処理水の約 7 割には、2019 年 12 月 31 日時点でトリチウム以外の放射性物質が環境中へ放出する際の基準（告示濃度限度比総和 1 未満）を超えて含まれている」⁵と記している。すなわち、仮にそれぞれでは基準を下回っていたり、いくつかの核種では告示濃度を下回っていたとしても総和ではほとんどの場合トリチウムを除いても基準を上回ってしまう状況にあったことを指している。

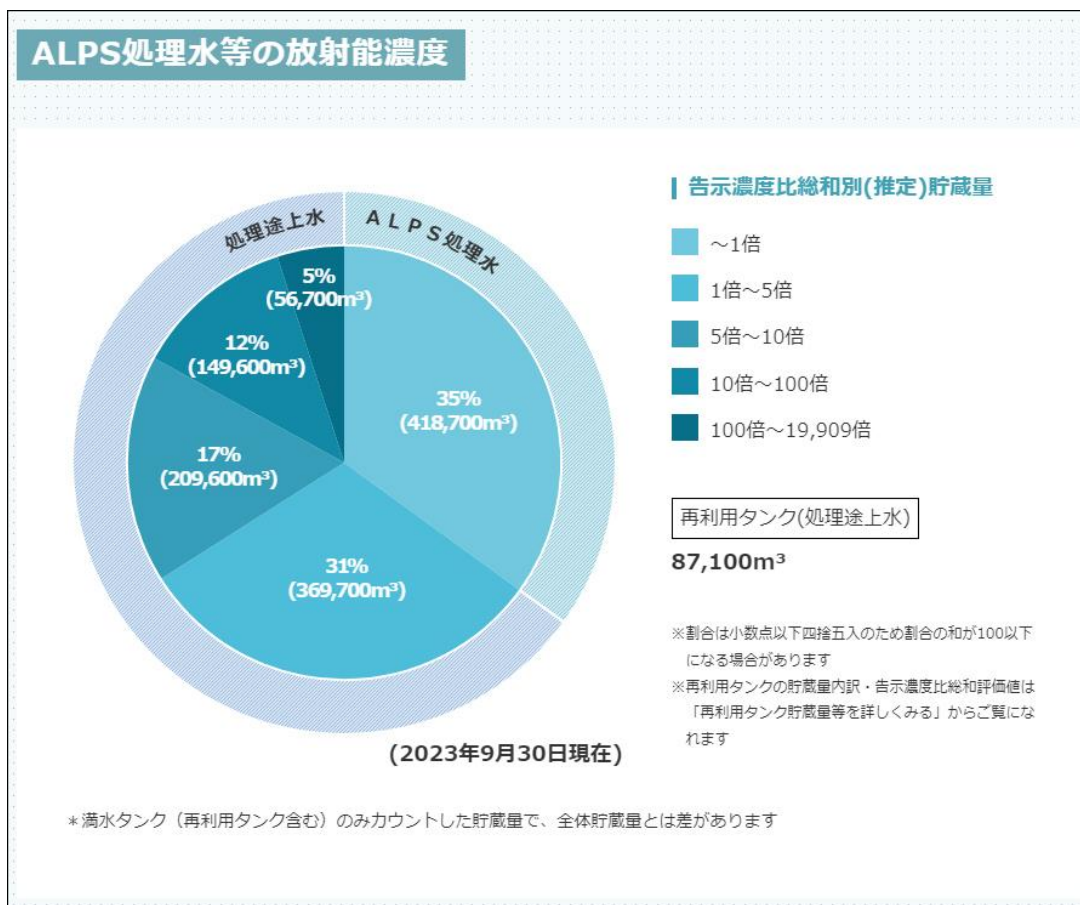


図3 東電ウェブサイトにて公開されている貯蔵タンクの放射能濃度。正常に処理され、告示濃度比総和 1 を下回っているのは 35% のタンクに過ぎない⁶

さらに、ここでは 2019 年 12 月時点の数字として「約 7 割」と記しているが、基準値を超える水準の放射核種除去しかできていない ALPS の運用は 2017 年度以前に多かったという説明もあるので、そのことを鑑みれば 2018 年に公聴会を開催した時点では 7 割を超える割

⁵ https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committee/takakusyu/pdf/018_00_01.pdf

⁶ <https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/alpsstate/>

合でタンクに貯蔵されていた処理水は告示濃度を上回る濃度で存在していたことになるといえるだろう。

この実態に対して、口頭での説明ではトリチウム以外の放射性核種も含めて告示濃度を超過して検出されることもあることを認めたうえで、それらが例外的な数値であり、対策を講じることが前提として説明された。しかし、貯蔵されている ALPS 処理水の 7 割がその総和で見たときに規制基準である告示濃度を上回っている状況に対して、ALPS での放射性物質除去処理が問題なく進んでいるかのような説明を行うのは余りにミスリーディングである。

◆ALPS 処理をしたのに基準値を超える処理水がなぜ生じたのか？

さらに、東電はその後も ALPS 処理水において規制基準値を超過してトリチウム以外の核種が検出されてしまう要因を説明した上で、ALPS そのものによる欠陥ではないと釈明している。ところが、設備に欠陥がないのであれば、すなわちこれは設備を運用する現場の判断やミスによって容易に規制基準を満たせなくなる状況が作られることを意味する。もし設備に機能障害が生じており、それが修正されたのであれば懸念は払しょくされるかもしれないが、機能には問題がなく、運用によって問題が生じていたのであれば、企業の体質、マネジメント、リスク管理体制が問われることとなるが、上記のようなミスリーディングな説明をする体質が疑念に拍車をかけることになっている。

この不誠実さは福島第一原発からの放射性汚染水の処理水の取り扱いに関してはさらに致命的な問題になると言える。というのも、トリチウムは世界中で稼働する原子力発電所から排出されていることは事実であるものの、当該の汚染水は正常に稼働している原子力発電所でやむなく生じるトリチウムとは異なる汚染経路で放射性物質による汚染が生じているからである。福島第一原発建屋内で生じた汚染水は直接核燃料や高濃度デブリに触れることで放射能汚染が生じているものである。正常に稼働している原発でトリチウムによる汚染が生じる状況であっても分子構造の大きいストロンチウムやセシウムなどの核種は燃料棒の被覆管や原子炉を貫通することはほとんどない。しかし、今回生じている汚染水は様々な放射性物質に直接接触する形で大量の汚染水が生じる世界的に見ても初めてのことである。そのような性質の汚染水を取り扱うにあたって通常の手続きに加えてセーフガードを求めることは決して過剰な要求とは言えない。

◆トリチウムの希釈には安全マージンが取られているのか？

トリチウムを希釈して排出することに関して、東電および経済産業省はトリチウムを「国の定めた安全基準の 40 分の 1」⁷に希釈すると説明しているが、ここでいう安全基準とは告示濃度のことを指している。しかし、上述のように告示濃度は様々な各種の総和で考えられるべきものなので、「国の定めた基準の 40 分の 1」というのは他に一切当該施設から気体・液体その他の形で放射能が排出されないとした時のトリチウムに対する安全基準を対象としていることになる。しかし、実態は異なる。まだ取り除くことができていない原子炉建屋内のデブリから放出される放射能や ALPS 処理で取り除くことができずに残ったストロンチウム 90 などの核種も含まれるので、国の定めた安全基準一杯までトリチウムを排出したならば施設の総和として告示濃度を上回るのは明白である。

具体的には、告示濃度の限度までトリチウムのみを排出するならば 60000Bq/L が上限となる。それに対して、海洋放出にあたっては 1500Bq/L を上限と定めているので 40 分の 1 という数字が示されているのであろう。東電としてはこれまでに「直接線・スカイシャイン線に起因する線量」、「気体に起因する線量」、「液体に起因する線量」の三種類の放射線量を考慮しなければならないと試算しており、その中で「液体に起因する線量」は割合として三種の中で 2 割程度を割り当てられるとしている。つまり三種の線量を考慮すれば液体に含まれる放射能がトリチウムだけであると仮定しても 12000Bq/L が割り当てられる上限である。

その上、液体に含まれる放射能はトリチウムに限られないので排水の運用目標として東電自身が定めたトリチウムの上限目標が 1500Bq/L なのである。⁸トリチウムを 1500Bq/L までしか希釈しないことは他の被ばく要因も告示濃度限度目標を超えないことを前提としてトリチウムを目一杯まで放出することを意味する。決して 40 分の 1 まで安全マージンをとった数字ではない。

詳しく述べるならば、ここまでトリチウム等の排出量に関して参照されている基準である「告示濃度」とは当該施設に立ち入ることのない外の人間が一年間で 1mSv の被ばくをしないように施設外に放出される放射能の量を規定するものである。例えば、液体の接種のみで被ばくリスクが生じる環境であれば、その液体を一日 2L 毎日飲み続けて被ばくする総量が 1mSv 以内に収まるように計算される。

すなわち、告示濃度限度比を一度いずれかの核種において超えるだけですぐに告示濃度で考慮されている長期的健康被害リスクを背負うことには必ずしもつながらないと排出事業

⁷ https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps/no1/

⁸ https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committee/takakusyu/pdf/002_05_00.pdf

者は説明するだろう。その点に関して、どの核種も一度も超えない限りにおいては総和とその累積被ばく量も当然告示濃度に満たないとみなしても良いかもしれないが、一度でも基準を超える濃度で排出される可能性があるならば、すべての放射能による被ばくの総和と時間的累積を考える必要がある。

しかし、そのような累積値を示されることもない中で、偶発的に告示濃度を超えることがあることを軽視するような資料であったり、累積値がわかりにくいような資料にとどまっているあたりに不信感を持ってしまう関係者がいることは決して過剰な反応とは言えないだろう。

◆低線量被ばくと LNT モデル

ここまで、放射能の敷地外放出に関してはあくまで告示濃度を遵守することを前提としている。しかし、その前提には一定値を下回る被ばくはリスクに考慮しなくても良いかのよう
に扱う日本の規制体制がある。これは一定の線量以下の低線量被ばくであればがんリスクの上昇は見られないという「しきい値」が存在するかのよう
な考え方に基づいている。しかし、国際放射線防護委員会（ICRP）では低線量の放射線のリスクに関しては直線しきい値無しモデル（LNT モデル）を用いるのが最も安全性に考慮した考え方であるとしている。

「委員会は、このいわゆる直線しきい値なし（LNT）のモデルが、放射線被ばくのリスクを管理する最も良い実用的なアプローチであり、「予防原則」⁹にふさわしいと考える。委員会は、この LNT モデルが、引き続き、低線量・低線量率での放射線防護についての慎重な基礎であると考えている¹⁰。」¹¹

このモデルでは発がんリスクの生じる放射線量にはしきい値はなく、低ければ低いほどリスクは下がるがゼロには決してならないということが前提にされている。

すなわち、この安全配慮基準に基づくのであればいかなる低線量の被ばくリスクも下げることが有意義なことであり、逆に低線量であっても被ばくリスクをもたらすことは健康リスクの上昇へとつながるものであることを示す。

⁹ UNESCO, 2005. The Precautionary Principle. UNESCO

¹⁰ ICRP, 2005. Low dose extrapolation of radiation-related cancer risk. ICRP Publication 99. Ann. ICRP 35 (4)

¹¹ 国際放射線防護委員会の 2007 年勧告 (https://www.icrp.org/docs/P103_Japanese.pdf)

この LNT モデルは今も最新の ICRP による勧告として残っており、日本政府も反論が存在することは提示しつつも、科学的な反証はしていない。科学的に誤りであることが示されていない以上、低線量であってもリスクに抗議する関係者がいることもまた過剰な要求をしているとは言い切れない事態である。

◆放射能の海洋拡散

本事業で注目の的となるのはどのようなリスクをもたらす水が放出されるのかという点だけでなく、それがどこまで拡散しうるのかという点である。しかし、本事業に先立って、福島第一原発事故以降、様々な国内外の研究者によって放射物質の海洋拡散モデルは研究されてきた。一例としてドイツ政府の公的資金も受けて研究活動を行なうヘルムホルツ海洋研究センター・キール (GEOMAR) 所属の研究者らによる 2012 年の査読論文¹²があるが、同論文では第一原発事故直後に環境中に放出された放射性セシウムの海洋中の拡散の様子をシミュレーションしている。

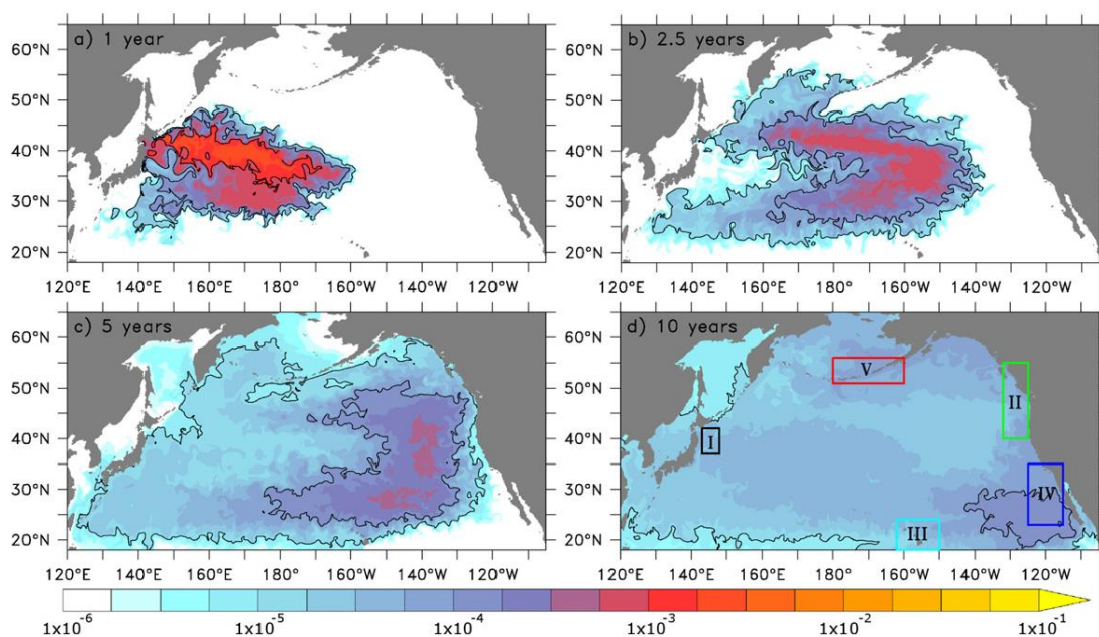


図4 高解像度メッシュモデルにおけるセシウム 137 拡散モデル¹³

この研究が示すものは、1-2 年以内に放射能は低い濃度へと希釈される一方で、5 年以内

¹² Erik Behrens et al 2012 Environ. Res. Lett. 7 034004 “Model simulations on the long-term dispersal of ¹³⁷Cs released into the Pacific Ocean off Fukushima” (<https://iopscience.iop.org/article/10.1088/1748-9326/7/3/034004>)

¹³ 同上

に米国西海岸まで到達し、10年も経過すると太平洋全域へと拡散することである。

いかに低濃度へと希釈されるとはいえ、自然放射線を超える放射能が拡散されることに加えて、低線量被ばくによるしきい値がないとする ICRP の想定を考慮し、そこへ実際に放出される放射能の量や核種に関する疑念が重なると、海洋放出事業そのものに対する疑念は決して無視できないものになる。

◆IAEA のレビューが意味するものと「正当化」の欠如

このような状況に対して日本政府と東電が意図したことは、海洋放出事業の妥当性を IAEA のレビューを通じて第三者的な評価を得ることである。

2021 年 4 月に ALPS 処理水の海洋放出が閣議決定されてすぐに IAEA は同事業の安全面の評価に協力する姿勢を示し、同年 7 月には日本政府と IAEA によるレビューに関する覚書を締結した。

以降、IAEA は福島第一原子力発電所への 5 回の視察も行った上で、東電による放射線影響評価、原子力規制委員会の監督体制などを評価し、2023 年 7 月 4 日に最終報告書を公開した。

この報告書において、IAEA が明示的に海洋放出の科学的問題点を提示しなかったことによって IAEA が「お墨付き」を与えたかのようにしばしば報道されたが、実際にはそのようなことはない。

実際のところ、IAEA 事務局長による前文に下記のように記されている。

「福島第一原子力発電所に保管されている処理水の海洋放出は日本政府による判断であり、本報告書はその政策を推奨したり賛同したりするものではない」¹⁴

それを裏付けるように、本文の第二章：基本的安全原則（Fundamental Safety Principles）にかかわる部分では、本報告が海洋放出を「正当化」するものではない旨が明記されている。そこでは 2021 年 4 月の政府方針発表における海洋放出の必要性を前提としているため、IAEA としてはレビューの対象にしなかったことや、経済的社会的要素にかかわる点については海洋放出にかかわる技術的な側面に留まるものではないため、IAEA が意見・分析する

¹⁴ IAEA COMPREHENSIVE REPORT ON THE SAFETY REVIEW OF THE ALPS-TREATED WATER AT THE FUKUSHIMA DAIICHI NUCLEAR POWER STATION
(https://www.iaea.org/sites/default/files/iaea_comprehensive_alps_report.pdf) *引用は筆者訳

立場にないと記されている。

しかし、これは IAEA が欧州議会、国連食糧農業機関、国際労働機関などと策定した「放射線防護と放射線源の安全：国際基本安全基準」（通称：GSR Part3）¹⁵の内容に反している。ここには下記のように記されている

「2.8. 計画被ばく状況に関して、防護と安全に責任を負う各関係者は、関連する要件がその関係者に適用される場合、正当化されないいかなる行為も実施されないことを確実にしなければならない。」

また、基準を満たすための安全指針（General Safety Guidelines／GSG）の Part8¹⁶には正当化にあたって放射線の計画被ばくに際して「放射線による損害は損害全体のわずかにすぎない可能性もある。正当化は放射線防護の領域をはるかに超え、経済、社会および環境要因への配慮を含む」と示されている¹⁷。そのような包括的な損害検討をした上で便益が総じて損害を上回ることを示さなければ正当化は完了したことになる。

この点に関して IAEA がレビューにおいて、日本政府および東電の事業と許認可が「国際基準と合致している」という評価は、不適格である。正確には IAEA がレビューの対象とした範囲の国際基準において合致しているだけであり、原子力安全基準のすべてに合致しているかを検証することは IAEA が辞退していることを念頭に入れるべきである。

このような状況下で IAEA そのものに対しても疑念が向けられる事態となり、例えば韓国民主党の議員が「IAEA は日本寄りに偏っている」などと発言する場面も報じられている。

18

¹⁵ https://www.nra.go.jp/activity/kokusai/honyaku_01.html

¹⁶ https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/PUB1781_web.pdf

¹⁷ IAEA General Safety Guidelines Part 8 (https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/PUB1781_web.pdf)に基づき筆者訳

¹⁸ ハンギョレ新聞 7月10日「Korea's top opposition party lambasts IAEA verification as "biased toward Japan" in meeting with agency's head」
(https://english.hani.co.kr/arti/english_edition/e_international/1099499.html)

第二部 海洋放出事業の合意形成プロセスと社会的影響

第一部においては東京電力福島第一原子力発電所から放出される ALPS 処理されてなお放射能を含む処理水を海洋放出することに関して、関係者が疑念を持つことが不学による印象や感情論によるものではなく、事業者側の不十分な説明や度重なる不信感を煽る行動と科学的根拠、さらには国際機関である IAEA に対しても疑念が示されている環境に基づくものであることを示してきた。その上で、第二部では関係者との対話および合意形成にかかわる問題点を示す。

合意形成の程度は社会的に本事業が置かれている状況を示すバロメーターである。第一部で記したように、IAEA の安全基準においても放射能を意図的に放出する計画被ばくにあたってはその正当性が示されなければならない。そしてそこには放射線防護の科学的側面をはるかに超えて、社会的・経済的損害も計算に加えなければならないとしている。合意の不在はしばしばこのような社会的経済的損失への配慮不足を示す指標の一つである。

◆福島県内に対する説明責任及び合意形成

福島第一原子力発電所では放射性物質を含む処理水を海洋放出する事態に直面したのは今回が初めてのことでない。2015 年には溶融した炉心を含む原子炉建屋に地下水が流入する量を制限するために、建屋付近に井戸を建造し、建屋に流入する前に地下水をくみ上げる計画が立案された。しかし、損傷した原子炉建屋の付近を流れる地下水には原子炉建屋まで直接流入しなくとも放射能による汚染が見られ、一定の浄化処理を行ない、やはり取り除くことができないトリチウムについては容認せざるを得ない「サブドレン処理水」として海洋放出させる計画が出された。

計画には漁業関係者から即座に反対され、東電、国と関係者の対立は半年以上にわたって続いたが、福島県漁業協同組合連合会（福島県漁連）は 2015 年 8 月に放射性物質を含む処理水を海洋放出することに対して条件的に容認することとして 2015 年 8 月 11 日に要請書を東電及び日本政府に対して送付している。そして、同年 8 月 25 日付けで東電と経済産業省双方の返答では ALPS 処理水について「関係者の理解なしには、いかなる処分も」行わない旨が約束された。¹⁹

¹⁹ 東電の回答書 (<https://www.tepco.co.jp/news/2015/images/150828a.pdf>)

4. 建屋内の水は多核種除去設備等で処理した後も、発電所内のタンクにて責任を持って厳重に保管管理を行い、漁業者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対に行わない事

(回答)

- ・ 建屋内の汚染水を多核種除去設備で処理した後に残るトリチウムを含む水については、現在、国（汚染水処理対策委員会トリチウム水タスクフォース）において、その取扱いに係る様々な技術的な選択肢、及び効果等が検証されております。また、トリチウム分離技術の実証試験も実施中です。
- ・ 検証等の結果については、漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします。

図5 東京電力による全漁連への回答書より²⁰

2023年8月21日にも全国漁業協同組合連合会（全漁連）と岸田文雄首相の面談が行なわれたが、全漁連は海洋放出反対の立場を崩さず、先の約束を実質的に反する形で海洋放出が実施されたことになる。


また、漁業関係者以外についても本事業について公聴会が開催されたのは2018年8月に福島県内二か所と東京都内で開催された計三回に過ぎない。国・東電からは別会場でも全く同じ内容の説明があったにすぎないため、事実上一般に開かれた市民との直接対話の機会はこの一連の公聴会しかなかったと言える。さらに、これら公聴会では44名が意見を述べたが、そのうち42名は海洋放出に反対の意見であった。

一般参加が可能な公聴会の代わりに経済産業省は「御意見を伺う場」を7回開催し、農林漁業団体や経済産業省が「関係者」と認めた産業団体や自治体関係者が参加した。しかし、これら「御意見を伺う場」にて意見を表明を行なった43名中42名が男性であった。きわめてジェンダーバランスを欠いた手法で行われた意見聴取には有用性に疑問を呈さざるを得ない。

なお、このような極端な結果であるにも関わらず、原子力規制委員会ではIAEAの視察団に対して公聴会や「御意見を伺う場」を持ったという事実のみを発表資料として説明している。参加人数や代表的な意見、ジェンダーバランスなどを示す情報もない。IAEAの最終報告書では原子力規制委員会が公聴会などを開催していることを評価しているが、資料に記され

²⁰ <https://www.tepco.co.jp/news/2015/images/150825a.pdf>

ている内容のみの報告だったのであれば、IAEA の市民参加に対する評価の質を疑わざるを得ない。




Ref. NRA's Communications

The following NRA's communication on the review of ALPS treated water discharge is conducted in the NRA's usual communication framework.

- **Local Government Meetings**
 - ✓ NRA has attended the local government meetings about ALPS treated water held in Fukushima, Miyagi, and Ibaraki prefectures.

Prefecture	Date
Fukushima	18 th April. 2021, 28 th Aug. 2021, 20 th Nov. 2021, 12 th Feb. 2022
Miyagi	18 th Sept. 2021, 24 th Nov. 2021
Ibaraki	14 th Sept. 2021, 26 th Nov. 2021



Meeting held at Fukushima prefecture(20th November 2021)
<https://www.youtube.com/watch?v=P3El-38-rmM>

- **Hearing at municipalities**
 - In due course, NRA plans to explain the details of the review result to the prefectures and municipalities through the framework under the Ministerial Conference for the consistent execution of Basic Policy on handling of ALPS treated water.
- **Political Parties and Interested Groups Dialogue**
 - ✓ NRA has attended the Political Parties and Interested Groups Dialogue, since the Basic Policy has been opened.

9

図 6 原子力規制委員会による IAEA への説明資料（2023 年 1 月視察団向け）より²¹

2020 年 9 月 2 日までに福島県内の自治体全 59 市町村のうち 21 の市町村が処理汚染水放出に関して処分方針に反対するか、陸上保管を求める意見書を採択した²²政府が海洋放出の方針を閣議決定し、「説明」を行なった後、2021 年 4 月以降もなお、16 自治体が国の方針撤回や反対、処理水の陸上保管を求める内容の意見書・決議を採択している。²³

全国的にみると、様々な世論調査が海洋放出開始直前に行われた中でほとんどの調査にて海洋放出に対して賛成する旨の回答が回答者の過半数をкаろうじて超える（例：朝日新聞社調査にて 51%が「賛成」²⁴）ことが確認されたものの、同時に多くの調査で国や東電の説明が不十分であると回答した人はさらに多かった（例：ANN 調査にて 70%²⁵）。

国民の理解は不十分な中、関係者は反対姿勢を明示しているにも関わらず強行される事業は正常な合意形成プロセスを経て行われた事業とはいえない。

◆国際社会に対する説明責任及び同意の不在

²¹ <https://www.nra.go.jp/data/000418897.pdf>

²² <https://www.minpo.jp/news/moredetail/2020091378996>

²³ <https://www.asahi.com/articles/ASR757722R6ZUGTB006.html>

²⁴ <https://www.asahi.com/articles/ASR3M5TK0R3MUZPS008.html>

²⁵ https://news.tv-asahi.co.jp/news_politics/articles/000312350.html

事態は国際社会に向けてはさらに深刻である。2011年の事故直後から、先に紹介した放射能の海洋拡散モデルの研究が盛んにおこなわれたことからわかるように、放射能の海洋放出は極めて国際的関心の高い問題である。

また、この時点ですでに査読論文等にて放射能は決して日本の領海内に収まるものではなく、微量であっても国境を越えて拡散していくことが示されてきた。

そのような状況下において、日本政府は2021年4月13日に閣僚会議において放射性物質を含むALPS処理水の海洋放出を行なう方針を決定した。日本政府は直後にIAEAを通じて国際世論に理解を求めるように動き始めるが、重大な越境環境被害をもたらす事業に関しては物事の順序に問題がある。

日本は「海洋法に関する国際連合条約（通称：国連海洋法条約／UNCLOS）」に批准している。同条約第204条「汚染の危険又は影響の監視」において下記のように記されている

「いずれの国も、他の国の権利と両立する形で、直接に又は権限のある国際機関を通じ、認められた科学的方法によって海洋環境の汚染の危険又は影響を観察し、測定し、評価し及び分析するよう、実行可能な限り努力する。」²⁶

ここで、日本の目的としては国際原子力機構（IAEA）を「権限のある国際機関」と認め、東京電力が2021年11月に公表した「放射線環境影響評価（REIA）」²⁷をIAEAがレビューするプロセスを入れることによって、東京電力が提示した海洋放出による汚染影響を評価を「認められた科学的手法」として認知させることにあったと考えられる。

しかし、ここで満たされていないのはそれら条文の前提とされている「他の国の権利と両立する形で」部分である。

この点に関して太平洋諸島の15ヶ国2地域が加盟する「太平洋諸島フォーラム（PIF）」では2021年6月15日以降度重なる機会において、日本から公表されるデータや情報の不備・不完全性に疑念を示すとともに、加盟国の多くが批准する南太平洋非核地帯条約、通称ラロトンガ条約²⁸を参照する主張を行ってきた。

ラロトンガ条約では汚染の程度や種類に寄らず、あらゆる核による汚染から南太平洋を保

²⁶ 国連海洋法条約外務省訳文より (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H8-1156_1.pdf)

²⁷ https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/1657175_8711.html

²⁸ <https://nuke.fas.org/control/spnfz/text/spnfz.htm>

護する責任を加盟国に課するものである。その条文に従うならば、加盟国にとって日本による未曾有の各汚染水とその処理方法及び排出管理体制に疑念が残る状況において容認することはすでに締結している条約に反する行為ともいえる。

太平洋諸島フォーラム加盟国をはじめとする太平洋地域のグローバルサウスともいえる国々が放射性物質を含む ALPS 処理水の海洋放出に反対している状況は国際法上の問題も含む。というのも国際海洋法条約では第 210 条にて投棄による海洋汚染について下記のように記されている

「領海及び排他的経済水域における投棄又は大陸棚への投棄は、沿岸国の事前の明示の承認なしに行わないものとし、沿岸国は、地理的事情のため投棄により悪影響を受けるおそれのある他の国との問題に妥当な考慮を払った後、投棄を許可し、規制し及び管理する権利を有する。」²⁹

この度の事業は福島第一原子力発電所から沖合 1 km に建設された「人工海洋構築物からの故意の処分」にあたるため太平洋諸国からは海洋法条約上の「投棄」と主張されている。投棄による海洋汚染については上記が示すように「悪影響を受ける恐れのある他の国との問題に妥当な考慮を払った後」になって投棄を許可、規制及び管理する権利を有するとある。しかし、原子力規制委員会は海洋放出にかかわる設備建設については太平洋諸島フォーラムから強い懸念を示されている 2022 年 7 月に認可しており、運用に関しても 2023 年 5 月に認可している。

太平洋諸島フォーラムは第三者意見として独立した専門家委員会を設置し、その分析と助言を待つという極めて合理的な意思決定の手順を示しており、その委員会への十分な情報提供と分析時間の猶予を求めてきた。その要請を無視した許認可は「妥当な考慮」と呼べるものではない。

日本及び東電の主張としては太平洋の汚染が軽微なものであるという主張であろうが、その科学的根拠の信頼性が問われているがゆえに、その主張は通りえない。

とりわけ、太平洋地域では 1946 年から 1958 年にかけて米軍が 67 回の核実験をマーシャル諸島で行ない、フランスも 1966 年から 1974 年の間に 41 回の核実験を実施している。前者では実験前に強制退去させられた島民が実験後数日で「安全宣言」が出されて帰島した末に被ばくしていたことが明らかとなっている。³⁰ 後者では被ばく者による行政訴訟の末に

²⁹ 国連海洋法条約外務省訳文より (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H8-1156_1.pdf)

³⁰ 近年の報道例：

<https://news.yahoo.co.jp/articles/99b8882151051669fe043dc9f446d14c38e40966?page=1>

2013年に公開された当時の公文書によって、フランス政府が仏領ポリネシアにおける被ばくを隠ぺいしていたことが明らかとなっている。³¹

このような過去の「安全宣言」や被ばくの隠ぺいの歴史を受けて、太平洋地域では先進国による安全宣言には懐疑的にならざるを得ない十分に正当な理由があり、放射性物質の計画的放出がもたらす社会影響については十分な配慮が必要である。

³¹ <https://disclose.ngo/en/article/poisoned-legacy>

表1 太平洋諸島フォーラム（PIF）の海洋放出を巡るタイムライン

2021年6月15日	フォーラム議長のツバル代表とともにフォーラム事務局長と参加した各国から安全性に関する疑念が示されるとともにラロトンガ条約に反する可能性を表明
2021年7月2日	第九回フォーラム首脳会議（PALM）において日本から発表される科学的情報を検証するための独立専門家の協力を求める方針を策定
2021年7月27日	フォーラム加盟国外務大臣会合にて独立専門家グループを組織し、検証可能な科学的評価をするように求める
2021年9月15日	フォーラム加盟国に対して日本政府が海洋放出の計画に対するオンライン説明を行ったものの、フォーラム事務局長は説明が十分に行われていないことは明白であると表明
2022年3月14日	フォーラムは国際専門家チームを組織し、独自に日本から提供される情報を検証することで対話に資することを表明
2022年5月7日	林外務大臣とフォーラム事務局長ヘンリー・ブナの会合にてブナ事務局長は独立専門家委員会がすべてのデータと情報に基づいて必要な助言を終えるまで海洋放出を延期するよう要請
2022年5月27日	フォーラム代表団の訪日に際し、代表団は海洋放出について強い懸念があることを明らかにし、疑念がすべて払しょくされるまで予防的アプローチを採用するべきことを表明。
2022年7月14日	フォーラム第51回会合にて加盟国首脳は日本の海洋放出に対する強い懸念を再度表明
2022年9月20日	五回目となる日本からフォーラムへのオンライン説明会を実施するも、フォーラムの組織する独立専門家委員会はいまだ日本から提供される情報が不十分であると結論付け、フォーラム事務局長は海洋放出が次期尚早であると表明
2022年11月16日	フォーラム加盟国代表と独立専門家委員会との対面対話を行ない、専門家委員会は海洋放出の安全性を検証するに十分な情報が日本から提供されていないことを強調し、海洋放出の延期を要請。その報告を受け、フォーラム事務局長は海洋放出以外の可能性を検討するよう要請
2023年1月4日	フォーラム事務局長は英ガーディアン紙に寄稿し、海洋放出の延期を改めて要請
2023年2月6日	独立専門家委員会は海洋放出に関するファクトシートを公表し以下の点を示す： <ul style="list-style-type: none"> ・データの質と量が不十分であり、必要な構成要素を含んでおらず不完全で、一貫性もない。海への放出の必要性を判断するに足りない。 ・貯水タンクの複雑さと巨大さという特性を考えると、これまでに行われたALPS処理水テスト量では、適切で十分な結果が得られない。 ・貯水タンク内のごくわずかな一部分がサンプルとして抽出されている。また、ほとんどのケースで、共有されているデータ内で抽出されているのが64の全放射性核種中たった9種のみである。 ・東京電力による測定プロトコル／手順は統計的に欠陥のあるものであり、偏りがみられる。 ・生態学的影響や生物濃縮に関する考察が著しく欠けており、予測されるリスクについての信頼に足る根拠が見当たらない。 <p>(https://www.forumsec.org/wp-content/uploads/2023/02/JAPANESE-WEB-DR-Tony_PIF-Fact-Sheet.-Japanese-Discharge-of-Nuclear-Wastewater.pdf)</p>
2023年2月7日	フォーラム次期代表マーク・ブラウンと事務局長ヘンリー・ブナが訪日し岸田総理らとの会談の際に太平洋島しょ国がいまだ海洋放出について安全性を認めていない旨を伝える。以降、海洋放出に関する集中協議を行なう旨を合意
2023年6月13日	フォーラム専門家委員会と日本の集中協議ならびにIAEA協議を経て、なお安全性を検証するに重大な問題が残るとフォーラム事務局長が表明
2023年6月26日	フォーラム事務局長は安全性の検証が不十分であり、海洋放出は延期するべきとの声明を発表
2023年8月23日	フォーラム代表マーク・ブラウンが声明を発表し、日本との間に見解の相違が残ることを主張
2023年8月24日	フォーラム事務局長ヘンリー・ブナが声明を発表し、日本との間に見解の相違が残ることを改めて主張
2023年9月15日	フォーラム加盟国外務大臣らが共同声明を発表し、条約加盟国にはラロトンガ条約に従い、太平洋をあらゆる放射能汚染から保護する決意を表明した

◆先住民族の文化・精神性とその権利

太平洋諸島フォーラムに対する配慮不足に加えて、本事業は先住民族の権利を侵害する恐れについても十分な配慮が行なわれていない。

当然のことながら人類は有史以前から海の恵みにあやかって暮らしてきており、近代国家以外にも現時点で 87 か国に 2000 近くの沿岸先住民族が認知されている。これら先住民族の多くで海は信仰を行なう場の一つであると同時に海そのものが信仰や精神性の象徴とされるような独自の文化的価値を持つこともしばしばある。

例えばハイチのテティアロア・ソサイエティを代表する文化活動家であるヒナノ・マーフィー氏は「タヒチの人びとにとって海は生命そのものであって、生命は守らなければならない。太平洋の人びとは海を食べ、海を生きる。海を呼吸するのです」³²と国際海洋法条約の下に設置された国際海底機構の総会の際に発言しており、同様にポリネシアのクパ・アイナを代表する先住民族活動家であるソロモン・ピリ・カホ'オハラハラ氏も国際海底機構管轄の下で海洋環境の汚染が危惧される事業の許認可を巡って下記のように発言している。

「私たちの文化は海との密接な関係に基づくもので、海に対するいかなる危害も私たちの生き方そのものへの攻撃です。私たちの祖先はこのつながりを理解し、海を一つの生命として尊重しました。利益のために搾取するものではありません。私たちもまた尊重しなければならないものです。

私たちは海を誰かの所有物とみなしません。将来世代のために信託された労わるべき贈り物と信じます。これが私たちの先住民族に伝わる知恵であり、深刻に受け止める責任なのです。」³³

ここで問われている事業は深海鉱物資源開発ではあるが、先住民族らの海に対する姿勢は事業の性質によって変わるものではない。そしてこれら先住民族にとって海は文化と信仰の中核に位置するものであり、同時に近代国際法に基づく領海に縛られるものではない。このような文化形態を近代国際法体系が作られる以前から持っている先住民族には特別な配慮が必要であることは国連先住民族の権利条約に記されている通りである。

しかしながら、国際海洋法条約をはじめとする海洋環境を保全するための国際法は必ずしも先住民族への配慮を体系立てたものになっていない。国際海洋法条約第 210 条に知られているように、同条約における海洋汚染につながる投棄行為で配慮を払う必要が明示さ

³² <https://www.greenpeace.org/international/story/61087/isa-must-hear-pacific-voices-stop-deep-sea-mining/>

³³ <https://ejfoundation.org/news-media/harm-done-to-the-ocean-is-a-direct-attack-on-our-way-of-life>

れているのは「他の国」である。ここ以外にも国際海洋法条約は沿岸部や大陸棚の管轄を沿岸「国」にゆだねるものであり、近代国家の管轄に収まらない先住民族は国際海洋法条約からいかなる保護や権利の保障も受けられないことを意味する。

それどころか、条約の締結時には国際海洋法助役が定める領海やその管轄権についてはほとんどの先住民族が公然と反対の意を示してきた。³⁴

一方で、2005年にはUNESCOにて文化的多様性に条約が締結され、先住民族の伝統知識を認知し、その文化的表現が経済的及び文化的価値をもたらすものとして尊重することが示された。この条約に日本は加盟していないものの、条約は2007年に発効している。加盟していない日本にとっては法的拘束力を持たないものであるが、国際社会は必ずしもそのように認識していない。

生物多様性条約においてはかねてより先住民族の伝統的知識への配慮が組み込まれていたが、さらに2010年に名古屋で開催された締約国会議では先住民族および地域共同体の文化的・知的遺産への配慮を保障するための倫理規範「Tkarihwaie:ri 倫理規範」が採択され、海洋環境を含む生物群に対する伝統的知識やそれに基づく文化・伝統・関係性にかかわる道義性や精神性（スピリチュアリティ）に対する誠意を表明し、対応されるべきであると記された。³⁵

しかしながら、十分な先住民族への説明や対話を行なうことなく進められていることを示すように2023年4月に東京で開催されたG7首脳会合に向けた市民社会フォーラムであるCivil 7（通称C7）においてはトンガ市民社会フォーラムを代表するペレネティータ・カラ氏が海洋放出は「海に対する汚染物質の投棄以外の何物でもなく、自分たちはそこに存在しないかのような扱いを受けている」と発言し、フォーラムに参加していた日本政府代表にも自分たちの立場を説明した書簡を差し出すも、日本政府代表はそれを受け取らなかった。

さらに、太平洋諸島の先住民族による市民社会組織も署名する形で太平洋の市民社会から

³⁴ Schug, Donald M, 1996. "International maritime boundaries and indigenous people. The case of the Torres Strait," *Marine Policy*, Elsevier, vol. 20(3), pages 209-222, May

³⁵ Tkarihwaie:ri Code of Ethical Conduct to Ensure Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant to the Conservation and Sustainable Use of Biological Diversity (<https://www.cbd.int/traditional/code/ethicalconduct-brochure-en.pdf>)

は声明が 2023 年 7 月 4 日³⁶と 2023 年 11 月 8 日³⁷発表されている。これら声明の中では日本政府が本事業の説明に際して政府開発援助の増額を表明したことも非難されていることに加えて、「自由意思による事前の十分な情報と基づく同意 (Free Prior Informed Consent / FPIC)」が不在であることも非難されている。先住民族が独自の文化・伝統に基づき意思決定をする際には FPIC を保障するべきであることは先住民族の権利条約に記されているが、説明に際して開発事業を引き合いに出すことはある種の買収行為や事前の意思決定への介入行為である。

以上の点から、本事業実施に当たっては国際社会への合意形成は不十分でなく、また順序も政府方針決定に先んじた説明責任やコンサルテーションが十分に行われてきたとは言い難い。最終的に IAEA が東電による放射線環境影響評価 (REIA) や事業に対する原子力規制委員会の監督体制について最終報告書を出したのは 2023 年 7 月のことである。国の方針はその前から決定されていたものであり、事業にかかわる工事も 2023 年 7 月にはどうに終了している。事業によって影響されると認識している先住民族はいまだに同意をしていなく、放出が開始されてなお説明と説得を必要としている。

一般的に環境影響の大きな事業であればそのような順番では決して許されない。事業者による環境影響評価とその監督機関による検証と許認可、かかわるステークホルダーの合意形成は着工する前に行なわれなければならない。



(写真) 海洋放出に反対するフィジアン活動家たち (於: フィジー、スバ市内) /提供: PANG

³⁶ 文末参考資料 1 : 「Pacific groups condemn Japan's attempts to dismantle Pacific solidarity against Fukushima nuclear waste plans」

³⁷ 文末参考資料 2 : 「Pacific groups call on Leaders to reconsider diplomatic relations with Japan」

第三部 事業にかかわりの深い民間企業と投融資する金融の責任

◆本事業にかかわりの深い民間事業者

<東京電力ホールディングス株式会社>

言わずと知れた福島第一原子力発電所を稼働させていた電力会社を含むグループ会社である。シビアアクシデント（深刻事故）を起こした福島第一原子力発電所のほかに福島第二原子力発電所と柏崎刈羽原子力発電所を運営してきた事業者であり、三か所の発電所で17基の原子炉を運用していた。

福島原子力発電所は日本の中でも最も古い部類の原子力発電所であり、2011年3月11日の地震と津波の直撃を受けるまで約40年間稼働してきた事業者である。しかし、日本政府の設置した「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の調査では、現場の職員が原子炉にかかわる知識は豊富に有しているものの、事故に直面した際にはその知識が「活かされたとは言い難いケースが見受けられた」³⁸と評されている。これはすなわち日常的な危機管理、訓練がかけていたことを端的にあらわす評価である。社員の能力の問題ではなく、危機を想定して準備する体質に不備があったのだ。

さらに調査報告書では東電の体質に下記のように評している。

「組織的に見ても、危機対応能力に脆弱な面があったこと、事故対応に当たって縦割り組織の問題が見受けられたこと、過酷な事態を想定した教育・訓練が不十分であったこと、事故原因究明への熱意が十分感じられないことなどの多くの問題が認められた。」³⁹

過酷な事態の想定や危機対応能力の脆弱性を示す代表的なものが東日本大震災以前の地震・津波の想定と対応である。2008年の時点で現場の東電子会社社員は政府の地震調査研究推進本部による長期評価に基づいて想定すべき津波高さを計算したところ15.7mの大津波が生じる可能性が明らかとなり、上長に報告された。土木部門の職員も津波対策工事の必要性を認識し工事計画を検討し始めようとするものの、原子力設備管理部長の吉田昌郎と地震対策センター所長の山下和彦らは対策の必要性を受け入れず、発電所施設の津波想定は従来の計算法を用いて大きなもので5.4～5.7mとされてしまった。⁴⁰現場職員の専門性と危機意識を受け止め迅速に行動する体質があればそもそも福島第一原子力発電所の事故

³⁸ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/icanps/SaishyuHon06.pdf>

³⁹ 同上

⁴⁰ <https://news.yahoo.co.jp/articles/5c260c66dc69188f5d5a93ac7559c86b5cb5f4a3>

は防げた可能性がある。

このような調査結果は 2017 年までに明らかになっており、本事業の開始までには東電の管理体制の問題は周知の事実となっていた。

東電は、事故調査報告書を重く受け止め、「本気で生まれ変わっていく」とその後は各所で情報発信に努めてきたが、2021 年にはまたも柏崎刈羽原発でテロを想定した訓練・対策不足で不祥事が相次ぎ、事実上の運転停止を命じられる事態になった。⁴¹

さらに、放射性物質を含む ALPS 処理水の海洋放出にあたっては、東電が極めて控えめな数値を被ばく予測の計算条件に用いており、原子力規制委員会並びに IAEA から非現実的なまでに控えめな想定を用いるのをやめるように指導されている。⁴²本来は最も多く被ばくする事態を想定して、それでも安全である旨が検証されるべきだが、管理体制として極力少ない影響に期待をかける無責任体質は本事業においても何も変わっていない。

こうした事態もまた 2022 年 3 月時点で公開された調査結果に表れているものであり、関係者がエンゲージするには十分な期間があったと考えられる。

⁴¹ <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/454539.html>

⁴² <https://www.iaea.org/sites/default/files/report-2-review-mission-to-nra.pdf> (P27)

<東京電力ホールディングスへの投融資>

東京電力ホールディングス株式会社は福島第一原子力発電所の事故を受けて、株式の過半数を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に保有されているが、三井住友銀行も 1.01%を保有しており株主としては第 6 位に位置付けられている。

5. 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)			合計	出資比率 (%)
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式		
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	—	1,600,000	340,000	1,940,000	54.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	214,947	—	—	214,947	6.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	64,866	—	—	64,866	1.83
東京電力グループ従業員持株会	52,947	—	—	52,947	1.49
東京都	42,676	—	—	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	35,927	—	—	35,927	1.01
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	27,078	—	—	27,078	0.76
日本生命保険相互会社	26,400	—	—	26,400	0.74
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	22,091	—	—	22,091	0.62
JP MORGAN CHASE BANK 385781	20,509	—	—	20,509	0.58

(注) 出資比率は、自己株式(普通株式3,312,105株)を控除して計算しております。

図 7 東京電力ホールディングス上位 10 名の株主 (2023 年度株主総会向け資料より) ⁴³

融資では 2023 年 3 月 31 日時点で三井住友銀行を筆頭にみずほ銀行、三菱 UFJ らメガバンクが多額の融資をしており、三行で主な貸し付けの過半数をまかなっている。加えて、三井住友およびみずほは海洋放出の方針決定から融資を増額しており、この間の東電の財政基盤を支えてきた。

金融機関	貸付額 (億円)		
	2021年 3月31日時点	2022年 3月31日時点	2023年 3月31日時点
三井住友FG	5707	6439	6452
日本政策投資銀行	5586	5003	4945
みずほFG	2291	2831	2838
三菱UFJ FG	2049	2220	2205
日本生命保険	1703	1903	1873
第一生命保険	1637	1787	1768

図 8 東京電力ホールディングス主要借入先 (2021-2023 年度株主総会向け資料より) ⁴⁴

⁴³ https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/pdf/230525_2-j.pdf

⁴⁴ https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/pdf/210521_1-j.pdf、
https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/pdf/220526_1-j.pdf、

<鹿島建設株式会社>

鹿島建設株式会社は1840年に鹿島岩吉が江戸に店を構えたことところから始まったとされる日本の大手総合建設会社である。いわゆる「スーパーゼネコン」と呼ばれる国内大手ゼネコン5社に名を連ねる。日本初の高層ビルに位置付けられる「霞が関ビル」や「サンシャイン60」などの他に類を見ない建築を手がけることも少なくない。

原子力発電所に関しては、まずは役員の反対を押し切って当時の社長が「赤字でもやれ」と命じたことから福島第一原子力発電所の建屋建設を受注するに至る。⁴⁵以降、東日本のほとんどの原発建屋を建設することになり、西日本でも実績が豊富である。東電管轄の原子力発電所については福島第一原発の1号機から6号機まですべてを請け負ったほか、第二原発も1号機、2号機、3号機を建設し、柏崎刈羽でも1号機、2号機、3号機および6号機を受注している。合計で東電の17基のうち13基を鹿島建設が建設している。

また、建屋の建設だけでなく周辺の土木工事などもしばしば担っている。本事業の海洋放出関連設備を建設する前にはサブドレン放出工事など汚染水を処理するための一連の事業にかかわってきた。

他のゼネコンと同様に現場で実務を担う労働者の多くは直接の社員ではなく下請け、孫請けであることがほとんどであるが、その管理監督も含めて鹿島建設には一定の責任がある。海洋放出とかかわる工事の一義的責任は発注者である東京電力に責任があるが、いかに施主の要請であっても環境影響評価にかかわるレビューと事業の許認可が下りていないにもかかわらず建設を進め、国際的な合意形成や先住民族への配慮不在の下での早期放出の既成事実をつくったことは否めない。

なお、鹿島建設については、その下請け業者が福島第一原発事故によって帰宅困難地域に指定された地域の公共施設解体工事で生じた鉄くずを放射能の測定をすることなく転売していた事件が2023年9月に判明し、12月には環境省福島地方環境事務所から6カ月間の事業発注の指名停止処分を受けている。原発建設を多数引き受けた事業者としては目に余るほどの監督責任の放棄であり、処罰は事件の内容に対して極めて軽いものである。

https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/pdf/230525_2-j.pdf

⁴⁵ 「原子力産業 戦略と開発 鹿島建設 原発建屋に実績残す ABWR、工期短縮に寄与」『日経産業新聞』1989年6月7日12面

＜鹿島建設株式会社への投融資＞

鹿島建設の株主の中には単独で強い影響力を行使できるほどの大株主はいないが、FFGJの調査対象金融機関の中では三井住友銀行が単独で 1.71%を保有しており、6 位の大株主に名を連ねている。

2. 会社の株式に関する事項		(2023年3月31日現在)
(1) 発行可能株式総数	1,250,000,000株	
(2) 発行済株式の総数	528,656,011株 (自己株式 41,624,210株を含む。)	
(3) 株主数	60,631名 (前期末比 1,910名増)	
(4) 大株主		
株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	77,499	15.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	35,876	7.37
鹿島公	15,849	3.25
鹿島社員持株会	9,747	2.00
J P モルガン証券株式会社	9,282	1.91
株式会社三井住友銀行	8,331	1.71
公益財団法人鹿島学術振興財団	7,235	1.49
ステートストリートバンクウェストクライアントトリーティー 505234	7,028	1.44
大正製薬ホールディングス株式会社	6,288	1.29
かたばみ興業株式会社	5,800	1.19

(注) 1. 当社は自己株式41,624千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

図9 鹿島建設上位10名の大株主（2023年度株主総会向け資料より）⁴⁶

融資ではやはり三井住友銀行が他行それぞれの倍以上の融資を行なっている。その意味において利用が許認可されるかもわからない海洋放出設備の建設を支えてきたのは東電と鹿島建設双方の大株主に名を連ね、融資額も抜きんでている三井住友銀行という見方もできる。

金融機関	貸付額（億円）		
	2021年 3月31日時点	2022年 3月31日時点	2023年 3月31日時点
三井住友FG	723.01	771.87	1121.35
三井住友トラストFG	380.60	284.55	410.30
みずほFG	316.78	348.26	399.90
三菱UFJ FG	171.36	242.34	360.58
農林中央金庫	N/A	N/A	224.53

図10 鹿島建設主要借入先（2021-2023年度株主総会向け資料より）⁴⁷

⁴⁶ https://www.kajima.co.jp/ir/stock_meeting/index-j.html

⁴⁷ https://www.kajima.co.jp/ir/stock_meeting/index-j.html

◆金融機関の責任

放射能の残留する ALPS 処理水を太平洋に放出する本事業は環境・社会に重大かつ多様な負の潜在的リスクがあり、前例がない事業である。赤道原則を適用する対象のプロジェクトファイナンスであれば明確にカテゴリーA に類するような事業である。

しかしながら、三井住友銀行をはじめとして、今回の事業に深くかかわる企業に投融資をする銀行が、国際環境基準や人権基準に照らし合わせて自制を促す行動を十分にとっていたとは考えにくい。

対象企業と事業への直接の管理監督権を有する日本政府の設置した原子力規制委員会が認可を出していることから、設備建設などファイナンスが必要になる行為に対して国内法に基づくコンプライアンス違反があったというレベルには及ばない。

しかし、金融機関各社に求められる環境・人権・社会配慮基準はそもそも事業実施国のコンプライアンス以上の水準を維持し、国によって異なるスタンダードを用いないために導入されているものである。一般的にこれはガバナンスや法の支配が及びにくい途上国を想定したものととらえられているが、途上国にのみ独自の基準を適用してデュー・ディリジェンスの対象にすることは差別的運用に他ならない。

一般的に事業実施に必要となるコンサルテーションや合意形成は事業実施の判断や着工の前に命じられるものである。しかし、本事業においてはIAEAによる安全性レビューは工事が終了しており、放出開始からわずか50日前のことである。先住民族を含む国際的なステークホルダーとの対話も閣議決定の後に開始しており、いまだに十分な説明と対話を受けていないという先住民族グループのようなステークホルダーもいる。

国際法では拘束力を持つものは極めて少なく、責任を明示しつつも義務まで踏み込むものは少ない。しかしながら、こうした規範を守ることが国際秩序を維持するために必要な積み上げである。このような国際秩序から外れる、ないし外れかかっている国に対して有効なのが民間セクターによる一貫した環境・社会配慮基準である。

国際海洋法をはじめとして、グローバルに影響を持ちうる環境・社会変化を統治するメカニズムはまだ歴史が浅く、必ずしも十分に世界の実状に耐えうるものではない、いわば発展途上のものである。そして重要なことに、その多くが先住民族の権利条約締結・署名・発効以前に交わされた条約である。その意味において国際条約そのものが先住民族への配慮を内包していないケースもしばしばある。

その意味においても民間金融機関が独自の先住民族の権利擁護に関する方針を持ち、各国のコンプライアンスが及ばないケースや国際法の管轄範囲において積極的に権利擁護の姿勢を示すことが期待される。

多くの金融機関が明示的に先住民族の権利をその投融資方針において尊重する人権方針を採用していることは歓迎される一方で、それを実践に移すということはこの度の海洋放出などの事業に際して国内法及び国際法が見落とす先住民族の権利侵害を指摘し、改善するための財政インセンティブをつくることである。

残念ながらそのような取り組みは FFA の評価対象金融機関からは今回見られなかった。今後は金融機関各社がそれぞれに公表している先住民族への配慮を徹底し、国内法のコンプライアンスや先住民族の権利条約以前に締結された国際法の順守を超えた先駆性を持ってエンゲージメント等に臨むことが期待される。

問題の一つはメガバンクが先住民族の権利保護を謳う投融資方針を持っていたとしても、それは基本的に赤道原則に従うことを目的としてプロジェクトファイナンスに限定されて運用されていることである。上述のように日本企業による国内の事業を見越した企業融資であったとしても先住民族への権利保護は当然確認すべき点であり、必要に応じてエンゲージメントもするべきである。

今後は金融機関各社が先住民族の権利保護の範囲を企業融資へと拡大させるとともに、企業融資の場合のエンゲージメントも強化することを強く求める。

付属資料1)

市民社会は福島核計画に対する太平洋の連帯を破壊する日本の意図を非難する声明



Pacific groups condemn Japan's attempts to dismantle Pacific solidarity against Fukushima nuclear waste plans.

FOR IMMEDIATE RELEASE

Tuesday 4th July, 2023

The Pacific Collective on Nuclear Issues, composed of civil society groups, non-governmental organisations and movements in the Pacific expresses grave concern that Japan is [proceeding](#) with its plan to discharge 1.3 million tonnes of Advanced Liquid Processing System (ALPS) treated radioactive wastewater from its destroyed Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant into the Pacific Ocean in the coming months.

We call on the Japanese Government and the Tokyo Electric Power Company (TEPCO) to abandon this plan effective immediately.

The Collective expresses disappointment in the Japanese Government and TEPCO's shameless disregard of the calls of the Pacific Islands Forum to hold off on any such release based on independent findings of its panel of five scientific experts. The data provided by the government of Japan and TEPCO for the scheduled release is scientifically unsound and the proposal to proceed with their plan constitutes a brazen threat to Pacific peoples' livelihoods, safety, health and well-being, and the sovereignty of Pacific nations.

The Collective also condemns Japan's diplomatic efforts to fracture the long-held regional position of Pacific states in defence of a nuclear-free Pacific. Papua New Guinea's Prime Minister James Marape has retracted his earlier statement of support for Japan's plans but said he had 'faith' in former Prime Minister Yoshihide Suga and current Prime Minister Hon. Fumio Kishida as 'both leaders [had] given their assurance that Japan was doing everything in its power to maximise the safety of the nuclear wastewater and would not allow its release until

safety has been confirmed based on scientific evidence'. Palau's President Surangel Whipps, Jr. has also reasserted his confidence in the government of Japan, which has been working with the International Atomic Energy Agency (IAEA) to ensure they maintain international standards on the management of nuclear wastewater.

The findings of the independent panel of scientific experts commissioned by the Pacific Islands Forum were unequivocal. The data provided so far to support Japan's claim that the treated wastewater is safe is far from reliable and inconsistent. If the Japanese Government and TEPCO believe the water is safe they should be prepared to safely dispose of it within Japan.

We do not feel assured by the IAEA's confidence in the safety of Japan's proposal as the agency's remit is promoting the safe use of nuclear energy. The Pacific's long-standing commitment to nuclear abolition includes opposing all forms of nuclear harm to our people, our earth and our ocean, including from uranium mining, nuclear weapons, nuclear testing and nuclear waste.

We call on the Japanese Government and TEPCO to respond publicly to the independent panel of scientific experts and the Pacific Islands Forum.

We call on PNG Prime Minister James Marape, Palauan President Surangel S. Whipps, Jr. and all Pacific leaders, to invest their trust and support in the independent panel of scientific experts, and publicly retract any statements in support of the Japanese Government, TEPCO and IAEA.

We support the June 26 [statement](#) by the Secretary General of the Pacific Islands Forum, Henry Puna, in reiterating the legal obligations of Pacific states under the Treaty of Rarotonga, "to prevent the dumping of radioactive wastes and other radioactive matter by anyone" and "not to take any action to assist or encourage the dumping by anyone of radioactive wastes and other radioactive matter at sea anywhere within the South Pacific Nuclear Free Zone".

Finally, we condemn the numerous attempts by Japan to increase its Overseas Development Assistance (ODA) as a means of placating our leaders and buying support for its irresponsible and dangerous plan. Over the past few months, we have observed Japan escalate its engagements with Pacific leaders across the region. The backsliding statements by two leaders from the long-held regional nuclear-free Pacific position (formalised in the Treaty of Rarotonga, South Pacific Nuclear Free Zone) suggests that development assistance is being deliberately weaponised as an insidious tool to achieve compliance. This desperate attempt by Japan to get its way will only bring it disrepute.

We call for Pacific leaders to initiate a lawsuit against Japan at the International Tribunal on the Law of the Sea (ITLOS), and seek provisional measures to protect against the trans-boundary harm on present and future generations of people of the Pacific, our marine environment, food safety and security, economic livelihoods and inter-generational health and wellbeing which altogether will constitute serious contraventions of Japan's obligations under international law if it proceeds with nuclear wastewater dumping.

Pacific People Call for New Clear Ways!

属資料 2)

市民社会は太平洋諸国に日本との外交関係見直しを求める



Pacific groups call on Leaders to reconsider diplomatic relations with Japan

Wednesday 8th November, 2023

The Pacific Collective on Nuclear Issues, composed of civil society groups, non-governmental organisations and movements in the Pacific, denounces once again the dumping of radioactive wastewater from the damaged Fukushima nuclear powerplant into the Pacific Ocean as the only solution available.

The Collective also condemns the Government of Japan and the facility operator, Tokyo Electric Power Company (TEPCO), for insisting on this flawed and dangerous course of action.

On the 24th August, 2023, the Fumio Kishida Government commenced dumping into Pacific waters part of the 1.3 million tonnes of Advanced Liquid Processing System (ALPS) radioactive wastewater it plans to release from its destroyed Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant over the next 30 to 40 years. The second release commenced on the 5th of last month.

This blatant action proceeded despite numerous and repeated objections by Governments and communities, environmental groups, NGOs and anti-nuclear movements in Japan and the Pacific.

The Collective had earlier expressed deep disappointment in the Japanese Government and TEPCO for their total lack of respect and shameless disregard for Pacific peoples' opposition to the dumping operation based on independent scientific advice.

The findings of the independent panel of scientific experts commissioned by the Pacific Islands Forum were unequivocal - the data provided so far, to support Japan's claim that the treated wastewater is safe, is inconsistent, unsound and therefore far from reliable. Moreover, we are not reassured by the International Atomic Energy Association's confidence in the safety of Japan's proposal as the Agency's remit is to promote the safe use of nuclear energy. If the

Japanese Government and TEPCO believe the radioactive wastewater is safe, they should be prepared to safely dispose of it within terrestrial Japan.

The Collective also declares that such dumping into the Pacific Ocean is a direct violation of our human rights. It is deeply worrying that Pacific peoples are denied yet again our right to Free, Prior and Informed Consent (FPIC) on an issue that has direct implications on *our sea of islands*.

Aside from being a brazen violation of international law, Japan's behaviour and handling of this matter is an affront to the very sovereignty of Pacific states and unbecoming of a Dialogue partner of the Pacific Islands Forum (PIF).

The Collective stands by the Pacific's long-standing and collective commitment to a nuclear-free region and condemns Japan's ongoing diplomatic efforts to fracture the established regional position of Pacific states on Fukushima and ultimately on defending our nuclear-free Pacific. On the occasion of the 52nd meeting of the Pacific Islands Forum Leaders in the Cook Islands, in respect of the long-standing provisions of the Treaty of Rarotonga for a nuclear-free zone, and in keeping with the spirit of Pacific self-determination that the aforementioned occasion is supposed to celebrate:

We call on our Pacific Leaders to reaffirm, in solidarity, the long-held position of the Pacific to keep our region nuclear-free, which encompasses opposing all forms of nuclear harm to our people, our earth and our ocean, including from uranium mining, nuclear weapons, nuclear testing, nuclear waste and the transportation and storage of radioactive materials through our islands and waterways.

We call on the international community not to turn a blind eye to the threat that dumping radioactive wastewater into the Pacific Ocean poses to Pacific peoples, our livelihoods, safety, health and well-being; essentially our way of life today and the future of our region as a clean, healthy and sustainable environment.

We call on the Government of Japan and TEPCO to renounce immediately the 30 to 40-year radioactive wastewater dumping operation that commenced in August, 2023 and reconsider the findings of the PIF panel of scientific experts, which clearly states that there are safer alternatives to dumping radioactive wastewater into Pacific waters.

We call on our Pacific Leaders to suspend Japan's status as a PIF dialogue partner, and to review diplomatic relations at the next Pacific Islands Leaders Meeting (PALM) in 2024.

Pacific People Call for New Clear Ways!

Attention:

Hon. Prime Minister Mark Brown
Chair
Pacific Islands Forum

Pacific Islands Forum Leaders and Member States

Henry Puna
Secretary General
Pacific Islands Forum Secretariat

Dr Filimon Manoni
Pacific Ocean Commissioner
Office of the Pacific Ocean Commissioner

THIS STATEMENT IS ENDORSED BY:

Vanuatu Indigenous Land Defence Desk (VILDD)	Pacific Islands Climate Action Network (PICAN)	Pacific Centre for Peacebuilding (PCP)	Pacific Conference of Churches (PCC)
Social Empowerment Education Program (SEEP)	MISA4thePacific	Pacific Network on Globalisation (PANG)	Fiji Youth SRHR Alliance
Melanesian Indigenous Land Defence Alliance (MILDA)	Fiji Council of Social Services (FCOSS)	Deep Sea Mining Campaign (DSMC)	Alliance for Future Generations
Pacific Islands Association of NGOs (PIANGO)	Pacificwin Pacific (Pacwin)	Fiji Women's Crisis Centre (FWCC)	Youngsolwara Pacific
Australian Association for Pacific Studies (AAPS)	Nuclear Truth Project	AIDWATCH	

協力：Natalie Lowrey (AidWatch)、Pelenetita Kara (Tonga Civil Society Forum)、
Laisa Nainoka (PANG)、Epeli Lesuma (PANG)

編著：田中滋

発行：Fair Finance Guide Japan、アジア太平洋資料センター (PARC)、APLA、「環境・持続社
会」研究センター (JACSES)、熱帯林行動ネットワーク (JATAN)

本調査報告書に関するお問い合わせ先

アジア太平洋資料センター (PARC) 担当：田中 滋

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11

Tel: 03-5209-3455 Fax: 03-5209-3453 Email: office@parc-jp.org

本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁 (Sida) の助成を受けています。